

定 款

社会福祉法人 福沢会

社会福祉法人 福沢会 定款

第一章 総 則

(目的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 相談支援事業の経営

(名称)

第 2 条 法人は、社会福祉法人 福沢会という。

(経営の原則)

第 3 条 法人は社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 法人の事務所を福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉字切通 1 4 0 2 番 1 に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第 5 条 法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 法人に評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）を置き、評議員の選任及び解任は委員会において行う。

2 委員会は、監事 1 名、法人職員 1 名、外部委員 1 名以上の合計 3 名以上で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は理事会が行う。委員会の運営についての細則は理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、当該者を適任あるいは不適任と判断した理由を委員会に説明しなければならない。
- 5 委員会の決議は委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし外部委員の1名以上が出席し、且つ1名以上の賛成を要する。

(評議員の任期)

- 第 7 条 評議員の任期は選任後6年以内に終了する会計年度のうち、最終年度に関する定時評議員会の終結時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期までとする。
 - 3 評議員が第5条に定める定数に足りなくなる場合、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なおその権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第 8 条 評議員に対して、各年度の総額が1,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

- 第 9 条 評議員会はすべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に議長を置く。議長はその都度、評議員の互選で定める。

(権限)

- 第10条 評議員会は次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は定時評議員会として毎年度第一四半期中に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、当該事項について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項にかかわらず、次の決議は当該事項について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その3分の2以上の多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事の選任決議においては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。また理事又は監事の候補者数が第15条の定数を上回る場合、過半数の賛成を得た候補者中から得票数の多い順に、定数に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定に関わらず、評議員(当該事項について決議できる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示があった場合、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については議事録を作成する。

2 議事録には議長及び出席者のうちから選出された議事録署名人2名が署名、又は記名押印する。